

「ライセンス契約におけるライセンシーの第三者対抗」に係る検討事項の整理

検討事項 どのようなライセンシーを保護対象とするべきか。(保護対象を特定する方法・方式) 検討事項 ライセンシーの立場・利益をどこまで保護すべきか。		A 案 〔書面契約をしているライセンシーを保護〕	B 案 〔利用許諾を登録しているライセンシーを保護〕	C 案 〔譲受人が契約を承知している場合、ライセンシーを保護〕	D 案 〔事業化しているライセンシーを保護〕
権利譲渡時		【概要】 ライセンス契約が書面（電子契約を含む）によりなされているときは、当該ライセンスは著作権及び出版権をその後取得した者に対し対抗できる、とする案。	【概要】 ライセンス許諾の登録がされている場合には、その著作権者又は出版権者若しくは著作権又は出版権をその後取得した者に対して、その効力を生じる、とする案。	【概要】 譲受人が、ライセンス契約を承知している場合には、ライセンス契約を承継させる、という案。 善意無過失で承知せず ・・承継せず 軽過失があって承知せず ・・承継する。ただし、独占性については承継せず。 故意又は重過失 ・・独占性を含め承継する。	【概要】 ライセンス契約に基づいて事業を行っている事実をもって、第三者に対抗できる、とする案。(特許法の「先使用」を参考とする案) *「事業を行っている」とは、ライセンシーがすでに保護に値するだけの投資を行っているのか否か、経済的な既得利益がライセンシーに形成されているのかを基準とする。
	○<u>独占性</u> ・独占的なライセンス契約において、引き続き独占状態となるところまで保護すべきか。 ・独占性まで保護する場合には、非独占的なライセンシーとの間の優先性の検討が必要（今回の資料では省略）。 など ○<u>契約期間</u> ・著作物の保護期間を契約期間としているなど長期の契約についてどう考えるか。 ・自動更新条項が入っているものについてどう考えるか。 ・契約期間終了後に複製物の在庫がある場合についてどう考えるか。 など ○<u>保守・保証義務などの特約条項</u> ・メンテナンスやメーカー保証についてまで保護すべきか。 など ○<u>サブライセンス</u> ・サブライセンスできる条項が含まれている場合についてどう考えるか。 など	<メリット> ・低コストで対抗可能など <課題> ・ライセンス契約が公示されないことにより、譲受人の地位が不安定になることはないか(円滑な運用が可能か)。 ・譲渡は登録を対抗要件としているのに対し、書面契約のみをもって対抗できることとしてよいのか(物権と債権のバランス)。 - など	<メリット> ・公示の一元性など <課題> ・登録に係るデメリット(契約の秘密性、登録の事務負担、登録費用、登録に係るライセンサーの協力)を上回るメリットがあるか否か。 - など	<メリット> ・譲受人とライセンシーの保護のバランスを考慮など <課題> ・過失の有無の判断基準をどう考えるか(円滑な運用が可能か)。 - など	<メリット> ・低コストで対抗可能など <課題> ・「事業を行っている」ことの判断基準をどう考えるか(円滑な運用が可能か)。 ・ライセンス契約が公示されないので、譲受人の地位が不安定になることはないか(円滑な運用が可能か)。 ・譲渡は登録を要件としているのに対し、「事業を行っている」ことのみをもって対抗できることとしてよいのか(物権と債権のバランス)。 - など
破産時		・「破産法等の見直しに関する中間試案」によれば対抗可能と考えられる。	・「破産法等の見直しに関する中間試案」によれば対抗可能と考えられる。	・対抗要件を付す案ではないため、「破産法等の見直しに関する中間試案」のままで、破産管財人の解除権は制限されないと考えられる。	・「破産法等の見直しに関する中間試案」によれば対抗可能と考えられる。